



成迫社会保険労務士法人  
松本事務所 TEL 0263-33-2223  
長野事務所 TEL 026-291-4152

株式会社 経理代行  
松本事務所 TEL 0263-38-7300  
長野事務所 TEL 026-291-4160  
飯田事務所 TEL 0265-25-0261

## 今年度おススメ助成金！

平成30年度新設された助成金は、使いやすいものが少ないですが、改正などが加わり「使いやすいになった」助成金もあります。その中で、申請の難易度などの観点からおススメ助成金をご案内します。

### 65歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）

- 助成金の概要：高年齢の有期契約労働者をより安定的な雇用形態に転換し、雇用の促進を図る。
- おススメ企業！：製造業や介護事業所等で50歳代の有期のパートさんを雇用されている企業。
- 改正ポイント：本年4月からの無期転換ルールの施行により、5年以上有期で雇用されている方は対象外となりましたが、早期に無期雇用へ転換した場合対象と出来ます。
- 申請要件：事前に計画を提出、50歳以上64歳未満で、入社6ヶ月以上5年未満の有期契約労働者を無期雇用に転換を実施する。
- 受給額：1名につき48万円 ※1年度10名まで
- ここだけ情報！：キャリアアップ助成金と異なり、5%賃金を上げる必要はありません。また、キャリアアップ助成金と組み合わせることも可能です！

### 両立支援助成金（出生時両立支援コース）

- 助成金の概要：男性社員が育児休業を取得しやすい環境づくりに取り組む企業支援を目的とする。
- おススメ企業！：建設業、サービス業など、男性が多い企業や、男性でも育児休業を取得できる企業として、若手社員の雇用や職場定着を図りたい企業。
- 改正ポイント：2人目以降の育児休業の場合、育児休業期間により助成額が増額されました。また、育児休業を取得させることが難しい企業向けに「育児目的休暇制度」導入助成が追加されました。
- 申請要件：①育児休業取得/男性社員に、子の出生から8週間以内に5日以上（大企業14日以上）の育児休業を与える。  
②育児目的休暇/育児を目的とする休暇を取得できる制度を新設し、出生前6週間又は出生後8週間以内に5日以上（大企業8日以上）の休暇を取得させる。
- 受給額：①1人目は57万円、2～10人目は育児休業期間により14.25万円～33.25万円  
（中小企業の場合）②28.5万円
- ここだけ情報！：育児休業取得日に1日でも労働日が含まれていれば対象になります。また、年次有給休暇とは別に休業を与えて頂く必要があります。

助成金の申請に際しては他に細かい要件がありますので、留意しながら進めていく必要があります。また、計画申請や支給申請の準備にあたっては、数々の書類を準備・作成していく必要があります。助成金を検討される場合は、一度弊社担当者までご相談下さい。

原 季子

## 代表者も労災保険に加入できる？～労災保険特別加入制度～

先日、とある企業の経理担当様から、「代表者を労災保険に加入させたい」と問い合わせがありました。社長や役員等は一般的には労災保険を利用することができませんが、労災保険の保護の対象になる場合があります。

- ①一定の人数以下の労働者を常態として使用する事業主や役員、家族従事者
- ②労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする一人親方、その他の自営業者
- ③特に危険有害な作業に従事する自営業者



厚生労働省が行う制度のため、民間より安い保険料で受けることが可能で、しかも社会保険料控除の対象となります。労災保険特別加入制度を利用し、労働者だけでなく経営者自身も有事に備えて、安心・安全に働けるようにしましょう。もし自身も該当するのではないかと考えられましたら、弊社へご相談ください。齊藤 美幸